

保険料は大切な財源です

この医療保険は、公費(国、県、市町村)が約5割、他の医療保険からの支援金が約4割、被保険者の皆様から納めていただく保険料が約1割の財源によって、まかなわれています。



【後期高齢者医療制度の財源】

保険料 **約1割**

後期高齢者支援金
(若年者の負担)

約4割

※医療機関で支払う自己負担分を除く



保険料の納付が困難な場合はご相談ください

次のような理由により、保険料の納付が難しい方で、一定の要件にあてはまる場合には、保険料の減免が認められます。

- 災害により、住宅や家財に著しい損害を受けた場合
- 世帯主の死亡や失業などで、収入が著しく減少した場合

このような方は、お早めにお住まいの市区町村の担当窓口へご相談ください。

なお、このような理由に該当しない方でも、相談により、保険料を分割にできる場合があります。



保険証のだまし取りや振り込め詐欺、不審な訪問・電話等に十分ご注意ください。

保険料を滞納すると…



特別な理由がなく保険料を滞納した場合は、通常の保険証より有効期間の短い保険証(短期被保険者証)が発行されます。

なお、滞納が1年以上続いた場合には保険証を返還していただき、資格証明書を交付されることがあります。

特別な事情がなく保険料を滞納

短期被保険者証の交付

短期被保険者証は、通常の保険証より有効期間が短い保険証です。

滞納が1年以上続くと

資格証明書の交付

保険証は返還していただき、代わりに資格証明書が交付されます。資格証明書でお医者さんにかかるときは、医療費をいったん全額自己負担しなければなりません。

各市区町村のお問い合わせ先一覧①

市区町村	担当部署名	電話番号
仙台市	保険年金課	022-214-8173
青葉区	保険年金課	022-225-7211(代)
宮城総合支所	保険年金課	022-392-2111(代)
宮城野区	保険年金課	022-291-2111(代)
若林区	保険年金課	022-282-1111(代)
太白区	保険年金課	022-247-1111(代)
秋保総合支所	保健福祉課	022-399-2111(代)
泉区	保険年金課	022-372-3111(代)
石巻市	保険年金課	0225-95-1111(代)
塩竈市	保険年金課	022-364-1111(代)
気仙沼市	保険課	0226-22-6600(代)
白石市	税務課	0224-22-1313
名取市	保険年金課	022-384-2111(代)
角田市	税務課	0224-63-2114
多賀城市	国保年金課	022-368-1141(代)
岩沼市	税務課	0223-22-1111(代)
登米市	税務課	0220-22-2163
栗原市	健康推進課	0228-22-0370
東松島市	税務課	0225-82-1111(代)
大崎市	税務課	0229-23-5147
蔵王町	町民税務課	0224-33-3001
七ヶ宿町	税務課	0224-37-2193
大河原町	町民生活課	0224-53-2114
村田町	税務課	0224-83-6403
柴田町	健康推進課	0224-55-2114
川崎町	税務課	0224-84-2111

各市区町村のお問い合わせ先一覧②

市区町村	担当部署名	電話番号
丸森町	町民税務課	0224-72-2116
亘理町	健康推進課	0223-34-0501
山元町	保健福祉課	0223-37-1113
松島町	町民福祉課	022-354-5705
七ヶ浜町	税務課	022-357-7452
利府町	財務課	022-767-2117
大和町	税務課	022-345-1116
大郷町	税務課	022-359-5505
富谷町	税務課	022-358-3164
大衡村	住民税務課	022-345-5111(代)
色麻町	町民生活課	0229-65-2111(代)
加美町	保健福祉課	0229-63-7872
涌谷町	税務課	0229-43-2114
美里町	町民生活課	0229-33-2114
女川町	税務課	0225-54-3131(代)
南三陸町	町民税務課	0226-46-1372

〈宮城県後期高齢者医療広域連合〉

〒980-0011
仙台市青葉区上杉一丁目2-3

- 後期高齢者医療制度は広域連合が運営していますが、各種申請や届け出等の窓口業務は市区町村が行っています。

※当リーフレットの内容は、厚生労働省資料をもとに作成しています。今後、政省令等の改正により内容が変更になる場合があります。

後期高齢者医療制度

保険料のしおり

保険料は大切な財源です



75歳(一定の障害がある方は65歳)以上の方は、高齢者の医療保険「後期高齢者医療制度」で医療を受けます。

宮城県後期高齢者医療広域連合

保険料

被保険者（加入者）一人一人全員に、納めていただきます。

保険料額は、各都道府県の広域連合で次の方法を組み合わせて個人ごとに決まります。保険料を決める基準（保険料率）については、2年ごとに設定され、お住まいの市町村を問わず、広域連合内で均一となります。

●保険料の決めかた 宮城県における保険料（年額）

平成26・27年度

$$\text{年間保険料額 (限度額57万円) ※100円未満切り捨て} = \text{被保険者均等割額 被保険者一人当たり 42,960円} + \text{所得割額 賦課のもととなる所得【注1】} \times \text{所得割率8.56\%}$$

【注1】賦課のもととなる所得とは、前年の総所得金額・山林所得金額・他の所得と区分して計算される所得の金額の合計から、基礎控除33万円を控除した額です。（ただし、雑損失の繰越控除分は控除されません）

●保険料の計算例

【例】夫78歳（世帯主）公的年金等収入260万円、妻75歳公的年金等収入100万円

	所得額（下記表より） ①	基礎控除後② （①-330,000円）	所得割額③ （②×8.56%）	均等割額④ （42,960円）	小計（③+④）	保険料 （100円未満切り捨て）
夫	1,400,000円	1,070,000円	91,592円	42,960円	134,552円	134,500円
妻	0円	0円	0円	42,960円	42,960円	42,900円
					世帯でご負担する保険料	177,400円

収入額と所得額とは

収入とは、前年中に受け取った合計金額のことです。これに対して、所得とは収入から収入を得るために支払った費用を必要経費として差し引いた後の金額ということになります。たとえば、事業を営んでいる方の場合、前年中の売り上げを収入といい、その収入から仕入れなどに使ったお金（必要経費）を差し引いた残りの額が所得となります。年金収入の場合は、次の表により「所得額」を算出することになります。

●年金所得額の算出表

年金の収入金額の範囲	所得額の算出
0円 ～3,299,999円	収入額-1,200,000円
3,300,000円 ～4,099,999円	収入額×0.75-375,000円
4,100,000円 ～7,699,999円	収入額×0.85-785,000円
7,700,000円～	収入額×0.95-1,555,000円

●年金所得額の計算方法

（例）年金収入260万円の場合

年金の収入額が260万円ですので左表の■色部分の収入の範囲に該当となります。

ここで算出表のとおり、収入額から所得額を計算してみましょう。2,600,000円から1,200,000円を引きます。

2,600,000円-1,200,000円=1,400,000円
1,400,000円が年金所得額になります。（上記表の①）

一定の条件を満たす場合、保険料が軽減されます

●所得が低い方

①均等割の軽減 所得が低い方は、保険料の「均等割額」が世帯の所得によって下記のとおり軽減されます。

① 世帯内の「後期高齢者医療制度の被保険者全員」と「世帯主」の所得金額の合計額【注2】が33万円以下の方
→本来は均等割が7割軽減ですが、平成26年度は8.5割軽減となります。

② ①の方のうち、世帯内の「後期高齢者医療制度の被保険者全員」が、年金収入80万円以下で他の所得がない世帯の方
→均等割が9割軽減となります。

軽減割合 世帯（被保険者および世帯主）の所得の合計額【注2】

9割軽減 「基礎控除額(33万円)を超えない世帯で、被保険者全員が年金収入80万円以下」の世帯（その他各種所得がない場合）

8.5割軽減 「基礎控除額（33万円）」を超えない世帯

5割軽減 「基礎控除額（33万円）+24.5万円×世帯の被保険者数」を超えない世帯

2割軽減 「基礎控除額（33万円）+45万円×世帯の被保険者数」を超えない世帯

【注2】所得の合計額とは、前年の総所得金額・山林所得・他の所得と区分して計算される所得の合計額で、事業専従者控除、譲渡所得の特別控除は、必要経費としての算入又は控除を行いません。（【注1】の賦課のもととなる所得の計算方法とは異なります）

※65歳以上の公的年金受給者は、軽減判定において年金所得から15万円が控除されます。

※世帯主が後期高齢者医療制度の被保険者でない場合、その世帯主の所得も軽減判定の対象となります。

※軽減判定は4月1日（4月2日以降新たに加入した場合は加入した日）の世帯の状況で行います。

②所得割の軽減 所得割額を負担する方のうち、賦課のもととなる所得【注1（左頁参照）】が58万円以下の方は、所得割額が一律5割軽減されます。（例えば、年金のみの収入であれば、年金収入が153万円を超え211万円以下の方が該当します）

●会社の健康保険などの被扶養者であった方

この制度に加入する前日まで会社の健康保険などの被扶養者*であった方は、保険料の均等割額が本来は5割軽減ですが、平成26年度は9割軽減となり、所得割額はかかりません。

※国保、国保組合の被扶養者だった方は、該当しません。

*被扶養者：夫婦の一方や子などの勤め先の健康保険に扶養家族等として同じ健康保険に入っていた方。



保険料の納め方

4月1日（賦課期日）に被保険者資格をもっている方で、介護保険料が差し引きされている年金が年額18万円以上の場合は、原則年金から保険料が差し引かれます（特別徴収）。それ以外の方は、納付書や口座振替によって個別に納めます（普通徴収）。ただし、介護保険料との合算額が年金受給額の2分の1を超える場合は、年金から差し引かれず、個別に納めます。

●年金から差し引かれる方

特別徴収

対象となるのは 介護保険料が差し引きされている年金が年額18万円以上の方

納め方は 年6回の年金の定期支払いの際に、年金の受給額から保険料があらかじめ差し引かれます。

仮徴収			本徴収		
4月 (1期)	6月 (2期)	8月 (3期)	10月 (4期)	12月 (5期)	2月 (6期)
●前年の所得が確定していないため、仮に算定された保険料額が差し引かれます。			●確定した年間保険料額から仮徴収分を差し引いた額を、3回に分けて差し引かれます。		

※保険料の納めかたや申請・届け出はお住まいの市区町村の担当窓口にお問い合わせください。

●納付書で納付する方

普通徴収

対象となるのは

- 年金が年額18万円未満の方
- 介護保険料との合計額が年金額の2分の1を超える方
- 年度の途中で新たに加入した方や住所の異動があった方

納め方は

期日までに、市区町村より送付されてくる納付書で、金融機関を通じて納めます。

後期高齢者医療制度の保険料のお支払いについて

年金から差し引かれる方でも口座振替に変更が可能です

年金からの差し引きで保険料を納める方でも、保険料の納付を口座振替に変更することができます。

必要なもの ●振替口座の預金通帳 ●通帳の届け出印 ●保険証

普通徴収の方の保険料の納付は口座振替が便利です

保険料の納め忘れがなく、納めに行く手間も省けて便利で安心な口座振替がおすすめです。

必要なもの ●振替口座の預金通帳 ●通帳の届け出印 ●納付書

●手続き方法は、各市町村により若干異なる場合がありますので、口座振替への変更については、市区町村担当窓口にお問い合わせください。

●口座振替にした場合、社会保険料控除は、口座振替の名義人に適用されます。これにより世帯の税負担が軽くなる場合があります。